

石綿健康被害救済小委員会の設置について

1. 設置の趣旨

石綿による健康被害の迅速な救済を図るための「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「法」という。）は、平成18年3月に施行され、これに基づき、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、各種救済給付が行われているところである。また、平成20年6月には、議員立法による法改正により救済対象者の拡大等の措置がなされたところである。

現在、法の救済給付の対象となる指定疾病は、中皮腫及び肺がんの2つであるが、法制定時の衆・参環境委員会の附帯決議において、「指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること」とされているほか、平成18年の中央環境審議会保健部会石綿健康被害救済小委員会の答申においても「その他の疾病については、・・今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当」とされているところである。これを受けて、石綿肺を始めとするその他の疾病について、これまでの知見の収集の結果を踏まえ、その取扱いについて検討を行う必要がある。

また、法の附則においては、施行（平成18年3月27日）後5年以内（平成22年度内）に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされていることから、石綿救済制度全体の施行の状況について評価・検討を行うとともに、必要な見直しを検討する必要がある。

これらについて検討を行うため、標記小委員会を設置する必要がある。

2. 主な検討課題

- ①指定疾病の追加について
- ②制度全体の施行の状況・見直しについて

3. メンバー構成案

委員については、中央環境審議会議事運営規則第8条第2項に基づく部会長の指名により、学識経験者や専門家の方々をもって構成する。また、個別の課題について、適宜、参考人を招聘してヒアリングを行う。

4. スケジュール

まず、11月以降に数回開催し、指定疾病の追加について審議いただく。制度全体の見直しについては、平成22年4月以降に数回開催し、審議いただく。